

令和6年12月26日
課名：総務部契約検査課
内線：1383・1384

指 名 停 止 措 置 状 況 書

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者： 住 所 福岡県京都郡苅田町大字稲光1333-1
商号又は名称 株式会社みらい
- 2 指名停止の期間：
令和6年12月26日から令和7年2月25日まで（2ヶ月間）
- 3 事実概要：
当該業者は、福岡県発注工事において、建設業法第22条第2項の規定に違反し、元請業者から工事を一括して請け負った。このことにより、令和6年12月12日付で、営業停止処分（15日間）を受け、12月26日（木）に福岡県庁にて指名停止が公表された。
- 4 指名停止の理由：
行橋市指名停止等措置要綱第3条（指名停止）第1項の別表第2（建設業法違反行為）の11の項に該当する。
従って、本件については、指名停止2ヶ月間とする。

【指名停止等措置要綱 別表第2（建設業法違反行為）の11の項該当】

措 置 要 件	期 間
11 九州地域内において、建設業法の規定に違反し、建設工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（前項に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から1月以上9月以内